

令和2年度 玖珠町会計年度任用職員 (旧臨時職員)の募集について

玖珠町役場の庁舎内、小中学校、各公共施設で、一緒に仕事をする会計年度任用職員を募集します。

???会計年度任用職員って何???

地方公務員法の一部改正により、これまで臨時職員が行っていた職種や、嘱託職員業務の多くが令和2年度から「会計年度任用職員」へ移行します。

会計年度任用職員は、一会計年度（4月1日～3月31日）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員制度により、これまで支給していなかった期末手当などを支給することになります。

1 申し込み方法

市販の履歴書に写真を貼付し、写真の上部に希望職種を『朱書き』してください。
職種欄に免許必要と記載されている職種は、各免許証の写しを添付してください。

2 申し込み先

玖珠町役場 2階 総務課行政班

郵送の場合：〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5 玖珠町役場総務課行政班宛

3 受付期間

2月3日（月）～2月19日（水） 必着 午前8時30分～午後5時
（土・日・祝日を除く）

4 試験日・選考方法

2月23日（日）

選考は、「個人面接」または「集団面接」を行います。

試験日当日の詳細な受付時間や、受験会場は別途交付する受験票に記載します。

5 応募人数

全職種それぞれ若干名

6 任用予定期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

7 勤務条件について

処 遇：常勤の職員よりも勤務時間が短いパートタイムの会計年度任用職員になります。

報 酬：職種の区分、履歴書に記載のある学歴、職歴により異なります（次ページ参照）。

通勤手当：通勤の手段、距離に応じて支給します。

期末手当：6か月以上勤務する職員に対し、10月と4月に期末手当を支給します。

休暇制度：勤務期間に応じて年次有給休暇や特別休暇があります。

社会保険：法定の社会保険制度（社会保険、厚生年金、雇用保険など）に加入します。

その他：採用から1か月までの期間は、条件付採用期間となります。

■募集職種・業務内容・報酬など

職 種	業 務 内 容	勤 務 時 間	報 酬 (月 額) ※①
A：一般事務職	一般事務補助 パソコン入力など	午前8時30分～午後5時までの うち6時間45分（休憩45分）	127,260円～ 134,820円
B：一般事務職 (障がい) ※②	一般事務補助 パソコン入力など	午前8時30分～午後5時までの うち6時間45分（休憩45分）	127,260円～ 134,820円
C：一般事務職 わらべの館 久留島武彦記念館など	施設の運営補助 一般事務補助 パソコン入力など	午前8時30分～午後5時までの うち6時間45分（休憩45分） 土・日・祝日勤務があります	127,260円～ 134,820円
D：一般事務職 豊後森機関庫 ミュージアム	施設の運営補助 一般事務補助 パソコン入力など	午前9時30分～午後4時30分まで （休憩45分） 土・日・祝日勤務があります	117,810円～ 124,950円
E：学校給食調理員	学校給食調理業務など ・小中学校の長期休業中（夏休み・冬休 みなど）は勤務のない日があります	①午前8時30分～午後4時15分まで （休憩45分） ②午前8時30分～午後0時15分まで	129,360円 ----- 69,300円
F：小中学校 臨時専科教員 教員免許必要 ※③	小中学校での教科指導など	午前8時20分～午後4時50分まで のうち7時間（休憩45分） 1週間の勤務時間は35時間	149,940円～ 164,640円
G：学校用務員 ※③	学校施設の維持管理、用務、 事務補助など	午前8時20分～午後4時50分まで のうち7時間（休憩45分） 1週間の勤務時間は35時間	124,950円
H：特別支援教育支援員 ※③	学校生活に支援が必要な児童生徒の 援助、見守りなど ・小中学校の長期休業中（夏休み・冬休 みなど）は勤務のない日があります	午前8時20分～午後4時50分まで のうち7時間（休憩45分） 1週間の勤務時間は35時間	131,880円～ 136,710円
I：ICT支援員 ※③	小中学校での電子黒板などの情報 機器の操作支援など	午前8時20分～午後4時50分まで のうち7時間（休憩45分） 1週間の勤務時間は35時間	131,880円～ 139,650円
J：くす星翔中学校 一般事務職 ※③	スクールバスの運行管理など	午前8時20分～午後4時50分まで のうち7時間（休憩45分） 1週間の勤務時間は35時間	131,880円～ 139,650円

※①：報酬（月額）は、1か月の勤務日数を21日とした時の目安となる金額です。

※②：一般事務職（障がい）の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が対象です。

※③：各学校の定める始業時間により、勤務終了時刻が異なります。また、各学校行事により、勤務日が変わる場合があります。



問 総務課 行政班 ☎(72)1111